

平成 28 年 3 月 28 日

女性活躍推進のための行動計画を策定

高木証券株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称、女性活躍推進法）」に基づき、行動計画を策定しました。

高木証券株式会社 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

女性の採用数が少ない

3. 目標と取組内容・実施時期

目標：採用における女性比率を、平成 33 年までに平成 26 年度（H26.4.1～H27.3.31）の 39.29%を 50%以上にすることを目指します。

<取組内容>

●平成 28 年 4 月～

- ・積極的な女性の採用を実施することにより、管理職に占める女性労働者の割合を将来的に増加させる。
- ・育児休業取得後の職場復帰をスムーズにするための配置、代替要員の確保や、短時間勤務の柔軟な運用を行う。

以 上